

前橋市手数料条例の改正について（議案第115号）

市民税課

1 改正の理由

所得・課税証明について、個人番号カードを利用し、コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機により証明書を自動的に交付する場合の手数料の額を定める。

2 内容

多機能端末機により所得・課税証明を自動的に交付する場合の手数料の額は、250円とする。

3 施行期日

市規則で定める日